

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第百五十六号）新旧対照表

改 正 後

改 正 前

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 七 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 措置法第五十五条（第三項から第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項までを除く。）、第五十六条（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の四（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十七条の四の二（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 同 上

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 七 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 同 上

一・二 同 上

三 措置法第五十五条（第三項から第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項までを除く。）、第五十五条の二（第二項から第四項までを除く。）、第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）、第五十七条の四（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十七条の四の二（第二項から第四項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び

十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七條の七（第四項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）、第五十七條の七の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）及び第五十七條の八（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

#### 四〇八 省 略

九 措置法第六十四條、第六十四條の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五條から第六十五條の五の二まで、第六十五條の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五條の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五條の九から第六十六條までの規定

十 措置法第六十六條の十から第六十六條の十一の二まで、第六十六條の十一の三（第三項を除く。）、第六十六條の十一の四、第六十六條の十一の五、第六十六條の十三（第五項から第十項まで及び第十四項を除く。）、第六十七條から第六十七條の三まで、第六十七條の四（第十一項を除く。）、第六十七條の五、第六十七條の六、第六十七條の七、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の三第一項の規定

#### 十一 省 略

### 附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七條の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七條の七（第四項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）、第五十七條の七の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）及び第五十七條の八（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

#### 四〇八 同 上

九 措置法第六十四條、第六十四條の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五條から第六十五條の五の二まで、第六十五條の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五條の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五條の九から第六十六條の二までの規定

十 措置法第六十六條の十から第六十六條の十一の二まで、第六十六條の十一の三（第三項を除く。）、第六十六條の十一の四、第六十六條の十三（第五項から第十項までを除く。）、第六十七條から第六十七條の三まで、第六十七條の四（第十一項を除く。）、第六十七條の五、第六十七條の六、第六十七條の七、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の三第一項の規定

#### 十一 同 上